

A海域ズワイガニの 資源管理の取組み



一般社団法人全国底曳網漁業連合会

○ 公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と 自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

公的管理措置

<特徴>

- ・ 漁業種類・資源に共通する基本的な措置
- ・ 比較的長期の継続的な措置
- ・ 法的な遵守義務を伴う措置

○ 許可隻数（令和2年1月現在）

大臣許可 沖底 138隻

知事許可 小底 230隻

○ 漁船のトン数規制

沖底 15トン以上95トン未満

小底 15トン未満

自主的管理措置

<特徴>

- ・ 資源や漁業、地域の実態に即した措置
- ・ 必要に応じて柔軟に導入する措置
- ・ 漁業者の自己管理、相互監視を伴う措置

○ 隻数

○ 漁船のトン数規制

近年は安全性のために大型化するグループと20トン未満の小型グループに二極化

【語句】

カタガニ：オスガニのうち最終脱皮後、1年以上経過

⇒ 殻が硬く商品価値高い（越前ガニ、松葉ガニ）

ミズガニ：オスガニのうち最終脱皮（9月頃）後、1年未満

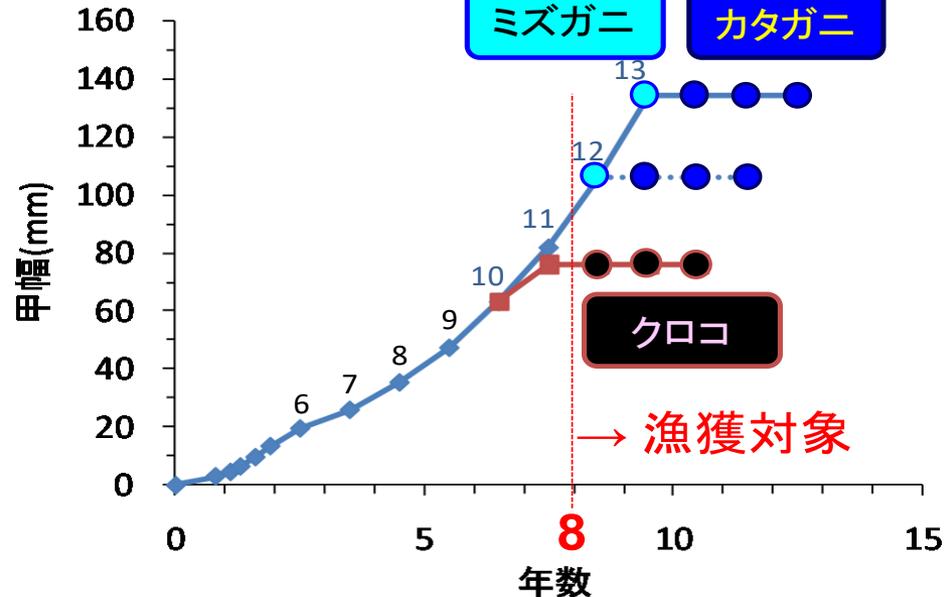
⇒ 殻が柔らかい

アカコ：産卵（抱卵）後間もなく、卵の色がオレンジ色

⇒ 孵化が近づくと茶黒色に変化（クロコ）

マンジュウガニ：最終脱皮に至っていない未成年メスガニ

ズワイガニの成長



日本海・九州西広域漁業調整委員会資料を編集して使用

- 公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と
自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

操業期間（公的管理措置）

	11月	12月	1月	2月	3月
カタガニ	11/6～翌年3/20				
メスガニ	11/6～翌年1/20				
ミズガニ	11/6～翌年3/20				

操業期間（自主的管理措置）

	11月	12月	1月	2月	3月
カタガニ	11/6～翌年3/20				
メスガニ	11/6～12/31				
ミズガニ			兵庫県以西	1/20～2月末	
				福井県	2/9～3/20

※ 石川県及び京都府では、ミズガニの漁獲を全面自粛

A海域ズワイガニの資源管理の取組み

- 公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と
自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

甲幅・採捕制限（公的管理措置）

○甲幅・採捕制限

- オスガニ 甲幅9cm未満の採捕禁止
メスガニ マンジュウガニの採捕禁止

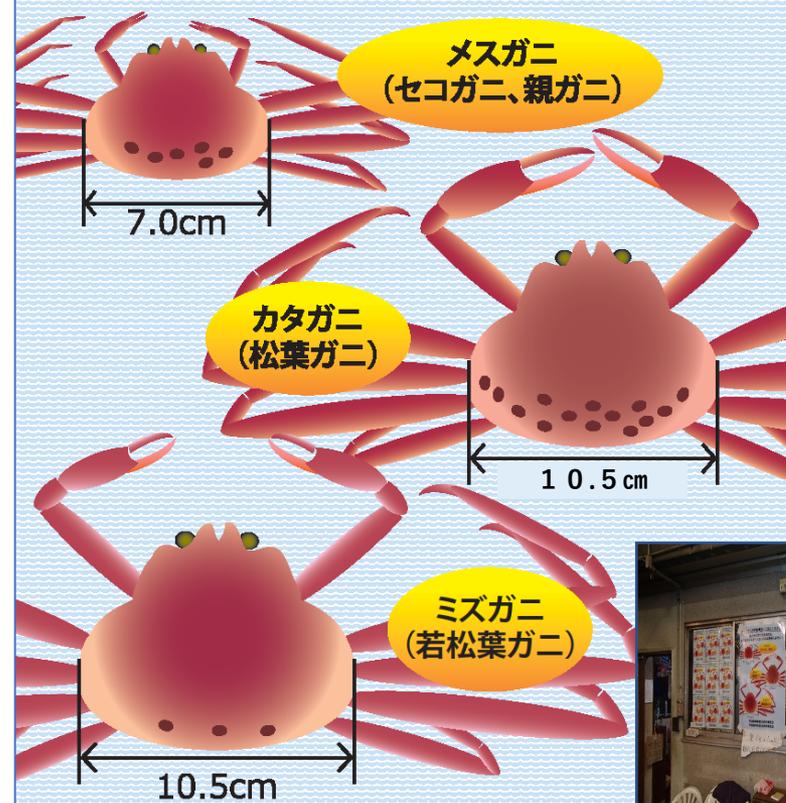
甲幅・採捕制限（自主的管理措置）

○甲幅制限の拡大

- オスガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
（兵庫県以西）
ミズガニ 採捕自粛
（石川県・京都府）
甲幅10.0cm未満の採捕禁止
（福井県）
甲幅10.5cm未満の採捕禁止
（兵庫県以西）
メスガニ 甲幅7.0cm未満の採捕禁止
（兵庫県以西）

ズワイガニの甲幅規制にご協力ください！

我々沖合底びき網漁船は、
以下のサイズより小さいものは漁獲しません！



兵庫県機船底曳網漁業協会
鳥取県沖合底曳網漁業協会



○公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と 自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

操業区域（公的管理措置）

- 許可毎に操業区域が設定
- 禁止区域の設定

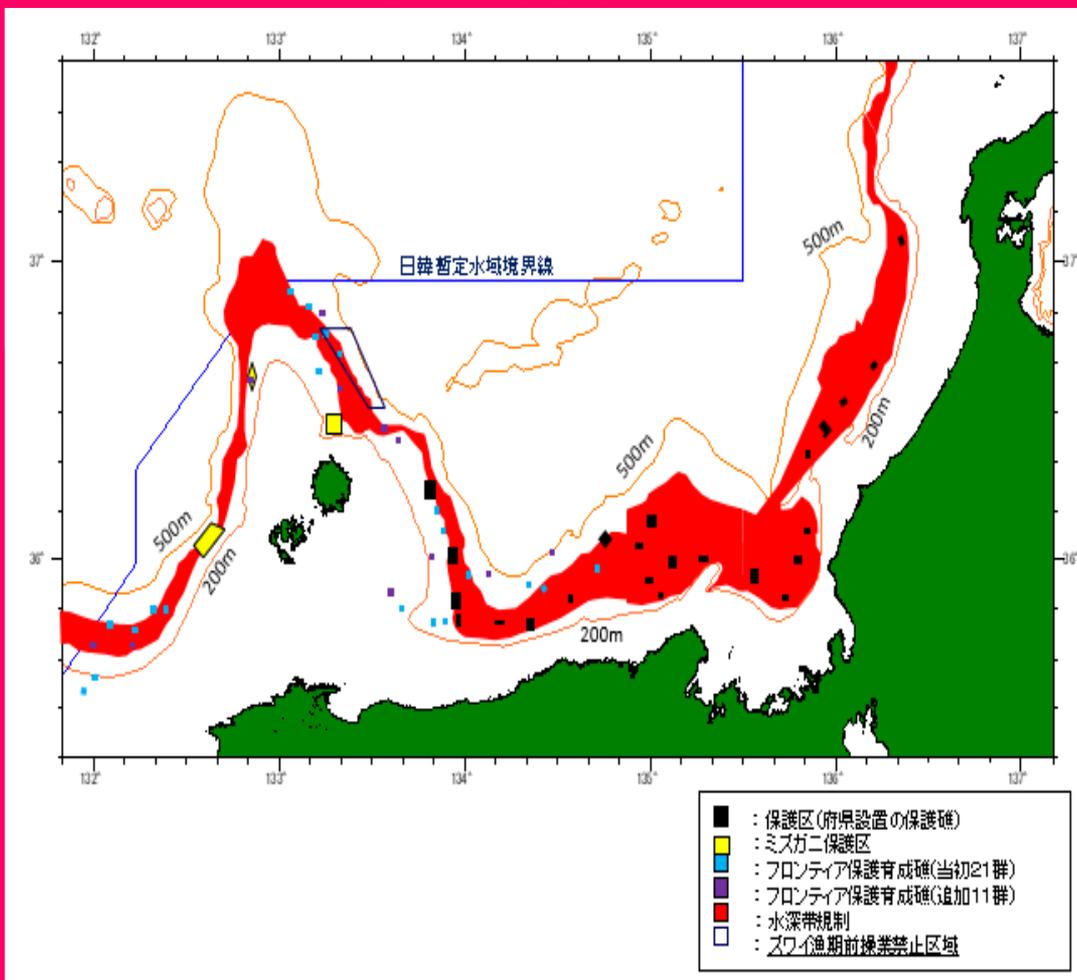
○保護区の設定

保護区（保護礁内、保護礁周辺等）での周年・期間操業禁止

○水深帯規制

一定の水深帯での操業を制限することで漁獲対象外のズワイガニや小型魚の混獲を回避

操業区域（自主的管理措置）



○公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

数量規制（公的管理措置）

ズワイガニ漁獲可能量（TAC）の設定

令和2年漁期TAC（当初）

TAC総量	3,400	
大臣管理分	2,495	
知事管理分	富山県	47
	石川県	370
	福井県	202
	京都府	46
	島根県	若干
留保枠	238	

公的TACの配分ルールについては、ミズガニの全面自粛を実施している府県が不利にならないよう業界及び各府県で話し合い合意したルールを採用

数量規制（自主的管理措置）

大臣管理分TACの府県別配分

令和2年漁期TAC（当初）

TAC総量	3,400	
大臣管理分	石川県沖底	92
	福井県沖底	190
	京都府沖底	39
	兵庫県沖底	1074
	鳥取県沖底	948
	島根県沖底	2
	島根県かご	150
	留保枠	238
知事管理分	富山県	47
	石川県	370
	福井県	202
	京都府	46
	島根県	若干

大臣管理分を府県別に配分し、過度の漁獲競争を抑制

- 公的管理（許可隻数、漁獲可能量等）と
自主的管理（休漁、サイズ等採捕制限等）の組み合わせによる資源管理

その他自主的管理措置

- 網目規制等

漁期外のズワイガニの混獲回避のための改良網の導入

- 休漁日の設定

11月中に32時間以上の在港を3回

or

11月中に24時間以上の在港を4回

（兵庫県・鳥取県・島根県）



11月は海水温が比較的高く、ミズガニを逃がしても死んでしまう可能性が高いので、時化が少ない場合でも網を入れる回数を抑制するため。

ズワイガニを安定的かつ持続的に獲り続けられるよう、様々な取組みを実施
特に、市場・流通・観光業等、関係業界の皆様のご理解ご協力が不可欠
各地で連携しながら、ズワイガニを柱とする業界を盛り上げていきましょう